

議案第 21 号

富山県行政不服審査会条例制定の件

富山県行政不服審査会条例を次のように定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。次条において「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第81条第1項に規定する機関の名称は、富山県行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人以上7人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第6条第1項及び前条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第6条第1項(第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 22 号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  
行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富山県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求等

第18条の 2 の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(審理員の指名の適用除外)

第18条の 3 行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求に対し裁決をすべき実施機関は、同法第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同章第 1 節に規定する手続を含む。）を行う者を指名することを要しない。

第19条第 1 項各号列記以外の部分中「について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「速やかに、」の次に「行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項の弁明書の写しを添えて」を加え、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

第19条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の裁決は、次に掲げる事項を記載し、諮問実施機関が記名押印した裁決書によりしなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）の主張の要旨

(4) 理由（第1号の主文が富山県情報公開審査会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第20条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条第1項及び第3項中「審査会は、」の次に「第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため」を加え、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）」を「審査請求人等」に改める。

第26条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第27条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「審査会は、」の次に「第25条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項

を記載した書面の交付」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）別表第1の1の3の項で定める額の手数料を納めなければならない。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（富山県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条第4項中「第24条において」を「以下」に改める。

第23条第3項中「第41条」を「第41条第1項第2号」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 審査請求

第40条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1項を加える。

（審理員の指名の適用除外）

第40条の3 行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に対し裁決をすべき実施機関は、同法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）を行う者を指名することを要しない。

第41条各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「除き、」の次に「速やかに、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて」を加え、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書

が提出されている場合を除く。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第41条に次の2項を加える。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の裁決は、次に掲げる事項を記載し、諮問実施機関が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）の主張の要旨
- (4) 理由（第1号の主文が富山県個人情報保護審議会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第42条各号列記以外の部分中「前条の規定により諮問をした実施機関（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第49条第1項及び第3項中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）」を「審査

請求人等」に改める。

第50条第1項中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第51条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）別表第1の1の3の項で定める額の手数料を納めなければならない。

第52条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第53条中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第54条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第3条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

（障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部改正）

第4条 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（富山県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の富山県情報公開条例の規定に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(富山県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正前の富山県個人情報保護条例の規定に基づく開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 23 号

富山県職員の退職管理に関する条例制定の件

富山県職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、富山県職員（以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、同条第1項に規定する再就職者のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同条第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて同条第2項に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者とな

った場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(罰則)

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 24 号

富山県国民健康保険財政安定化基金条例制定の件

富山県国民健康保険財政安定化基金条例を次のように定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定により、富山県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

富山県産業振興のための若者定着支援基金条例制定の件

富山県産業振興のための若者定着支援基金条例を次のように定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県産業振興のための若者定着支援基金条例

(設置)

第1条 将来の地域産業の担い手となる若者の県内企業への定着を図り、もって県内産業の振興に資するため、富山県産業振興のための若者定着支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 26 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例の一部改正)

第1条 富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例(平成24年富山県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

(富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例(平成24年富山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学校を卒業した者」の次に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第3条 富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表備考第3項中「とは、」を「とは」に改め、「の児童」の次に「及びこれに準ずる者」を、「含む。）」の次に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第4条 富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び中学校の生徒」を「、中学校の生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表の備考の1中「児童」の次に「及びこれに準ずる者」を加える。

(富山県暴力団排除条例の一部改正)

第5条 富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 27 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の  
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第11項第1号中「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加え、同項第4号中「介護保険法の規定による」の次に「地域密着型通所介護、」を加え、同表第16の3項第2号中「富山県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同表第31項を次のように改める。

31 削除

別表第1中第36項を第37項とし、第35項の次に次の1項を加える。

36 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの

別表第2第1項中「第31項」を「第30項」に、「第35項」を「第36項」に改める。

別表第3第1項中「第31項」を「第30項」に、「第35項」を「第36項」に改め、同表第7項第63号中「富山県農業会議等」を「農業委員会等」に改める。

別表第4第29の3項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1第31項の改正規定並びに別表第2第1項及び別表第3第1項の改正規定（「第31項」を「第30項」に改める部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 29 号

富山県住民基本台帳法施行条例一部改正の件

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3項中「及び第32条第1項」を「若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成28年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表中「920 人」を「991 人」に、「2,854 人」を「2,859 人」に、  
「8,003 人」を「8,079 人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の  
任期付研究員の採用等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究  
員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の  
任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第  
2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第7条第2項中「人事委員会規則で定める基準」を「次の号給別基準職務表」  
に改め、同項に次の表を加える。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する 職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する 困難な職務

3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」と」の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第5条第3項中「人事委員会規則で定める基準」を「それぞれ次の各号に掲げる号給別基準職務表」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 第1号任期付研究員 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

(2) 第2号任期付研究員 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」と」の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「第22条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項
- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項

#### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第1条及び第7条第2項の改正規定、第2条中第1条及び第5条第3項の改正規定並びに第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第2条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後

の任期付職員条例の規定及び第2条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定（任期付職員条例第1条及び第7条第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の任期付職員条例又は第2条（任期付研究員条例第1条及び第5条第3項の改正規定を除く。以下同じ。）の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例又は第2条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の任期付職員条例又は第2条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 32 号

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者による平成27年度における人事行政の運営の状況に係る報告については、この条例による改正後の第 3 条第 2 号及び第 9 号の規定は適用せず、この条例による改正前の同条第 7 号の規定は、なおその効力を有する。

3 人事委員会による平成27年度における業務の状況に係る報告については、この条例による改正後の第 5 条第 4 号の規定は適用せず、この条例による改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。

議案第 33 号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等  
一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等  
の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第1条
- (2) 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）第1条
- (3) 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）第1条

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 34 号

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員が、法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合には、これを降給することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「若しくは免職する」を「免職し、若しくは降給する」に改め、同条第2項中「若しくは免職」を「、免職若しくは降給」に改める。

第4条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（富山県職員定数条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

(1) 富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）第4条第4号

(2) 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年富山県条例第52号）第3条第3項第8号

(3) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第26条第8項

(4) 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）第3条

第 4 号

- (5) 富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）第 6 条第 2 項第 4 号

議案第 35 号

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等一部改正の件

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書
- (5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和45年富山県条例第36号）第1条第3項ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項

ただし書

(5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（以下「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等給与条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 36 号

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の15」を「100分の14」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第2条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条各号列記以外の部分中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に改め、同条

第1号中「100分の3」を「100分の2」に改め、同条第2号中「100分の2」を「100分の1」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 37 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第3条第3項中「人事委員会が定める」を「等級別基準職務表（別表第6）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第8条の2第1項第1号中「412,200円」を「413,300円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

第11条第2項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を加える。

第23条の2第2項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

附則第17項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の0.475）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の0.425（特定管理職員にあつては、100分の0.525）」を、「勤勉手当減額

基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

附則に次の2項を加える。

23 民間事業の従事者の給与との権衡を考慮して講ずる特例措置として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、月額939円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の99.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

24 前項の規定が適用される間、附則第22項の規定の適用については、同項中「給料月額と」とあるのは、「給料月額と次項の規定による給料の額と」とする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員 の 分 区 号	職務 の 級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額 円									
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				

89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
94		293,600	341,400							
95		294,000	341,900							
96		294,400	342,300							
97		294,600	342,400							
98		294,900	342,900							
99		295,300	343,300							
100		295,700	343,600							
101		295,900	343,900							
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

## 別表第2 (第3条関係)

## 公安職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300

	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
再任	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
用職	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
員以	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
外の	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
職員	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			

89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000		
95	300,500	324,400	350,900	383,600		
96	301,800	325,700	352,400	384,100		
97	302,900	326,900	353,700	384,500		
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		
119	320,600	349,700	370,100	394,400		
120	321,400	350,300	370,600	394,900		
121	322,000	350,600	370,700	395,300		
122	322,300	351,000	371,300	395,800		
123	322,800	351,500	371,800	396,200		
124	323,300	351,900	372,200	396,700		
125	323,600	352,300	372,700	397,100		
126		352,700	373,200			
127		353,200	373,700			
128		353,600	374,200			
129		354,000	374,500			
130		354,400	375,000			
131		354,800	375,500			
132		355,200	376,000			
133		355,400	376,300			
134		355,900	376,800			
135		356,300	377,200			
136		356,600	377,600			

	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任 用職 員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	

	41	228,100	283,900	403,600
	42	229,800	286,400	405,000
	43	231,400	288,700	406,300
	44	233,000	291,200	407,800
	45	234,600	293,400	409,400
	46	236,000	295,900	410,700
	47	237,300	298,300	412,200
	48	238,600	301,000	413,800
	49	240,100	303,400	415,500
	50	241,600	305,800	416,900
	51	242,800	308,300	418,500
	52	244,300	310,700	420,000
	53	245,600	313,100	421,700
	54	246,800	315,300	423,200
	55	248,200	317,400	424,800
	56	249,400	319,600	426,400
	57	250,700	321,900	427,900
	58	251,800	324,000	429,400
	59	253,000	326,200	430,600
	60	254,200	328,200	431,800
	61	255,500	330,400	433,000
	62	256,900	332,500	434,300
	63	258,300	334,700	435,600
	64	259,500	336,900	436,800
	65	260,900	338,800	438,000
	66	262,400	341,000	439,200
	67	264,000	343,100	440,400
	68	265,700	345,300	441,600
	69	267,200	347,300	442,800
	70	268,600	349,200	444,000
	71	270,000	351,300	445,200
	72	271,500	353,300	446,400
	73	272,600	355,100	447,500
再任	74	274,000	357,000	448,100
用職	75	275,400	358,800	448,600
員以	76	276,700	360,700	449,100
外の	77	278,100	362,600	449,600
職員	78	279,300	364,300	
	79	280,500	366,000	
	80	281,700	367,600	
	81	282,900	369,100	
	82	284,100	370,600	
	83	285,300	372,100	
	84	286,500	373,500	
	85	287,700	374,600	
	86	288,800	376,000	
	87	290,000	377,400	
	88	291,200	378,700	

89	292,400	380,000
90	293,500	381,300
91	294,700	382,500
92	295,900	383,800
93	296,700	385,100
94	297,700	386,200
95	298,800	387,500
96	300,000	388,700
97	301,000	390,100
98	302,100	391,100
99	303,100	392,200
100	304,200	393,200
101	305,100	394,100
102	306,200	395,100
103	307,300	396,200
104	308,300	397,300
105	308,900	398,000
106	309,800	398,900
107	310,600	399,800
108	311,400	400,700
109	312,300	401,500
110	312,700	402,400
111	313,100	403,200
112	313,600	404,000
113	314,200	404,600
114	314,600	405,300
115	315,100	406,000
116	315,600	406,700
117	316,200	407,300
118	316,700	407,800
119	317,100	408,200
120	317,600	408,600
121	318,100	409,000
122	318,500	409,300
123	319,000	409,600
124	319,500	409,800
125	320,100	410,000
126	320,400	410,300
127	320,700	410,600
128	321,000	410,800
129	321,200	411,000
130	321,500	411,300
131	321,800	411,600
132	322,100	411,800
133	322,300	412,000
134	322,500	412,300
135	322,700	412,600
136	323,000	412,800

137	323,300	413,000		
138	323,500	413,300		
139	323,800	413,600		
140	324,100	413,800		
141	324,300	414,000		
142	324,500	414,300		
143	324,800	414,600		
144	325,000	414,800		
145	325,300	415,000		
146	325,500			
147	325,800			
148	326,100			
149	326,300			
150	326,500			
151	326,800			
152	327,100			
153	327,300			
再任用職員	232,800	273,100	329,900	414,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 153,600	円 169,500	円 287,300	円 405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	

	45	233,700	267,200	378,500
	46	235,200	269,400	380,100
	47	236,600	271,600	381,700
	48	238,000	273,700	383,200
	49	239,400	276,000	384,600
	50	240,800	278,000	386,100
	51	242,300	280,000	387,600
	52	243,500	282,000	389,000
	53	244,700	283,900	390,200
	54	246,100	286,400	391,500
	55	247,400	288,700	392,600
	56	248,600	291,200	393,700
	57	249,900	293,400	395,100
	58	251,100	295,900	396,300
	59	252,200	298,300	397,500
	60	253,400	301,000	398,800
	61	254,800	303,400	400,000
	62	256,100	305,800	401,000
	63	257,300	308,300	402,400
	64	258,300	310,700	403,700
	65	259,300	313,100	404,900
	66	260,700	315,300	406,000
	67	262,200	317,400	407,200
	68	263,700	319,600	408,300
	69	265,300	321,900	409,300
	70	266,800	324,000	410,500
	71	268,300	326,200	411,700
	72	269,800	328,200	412,900
	73	271,000	330,400	413,500
	74	272,200	332,500	414,300
	75	273,500	334,700	415,000
	76	274,800	336,900	415,500
再任	77	276,200	338,700	415,800
用職	78	277,300	340,600	416,200
員以	79	278,500	342,500	416,600
外の	80	279,700	344,300	417,000
職員	81	281,000	346,100	417,300
	82	281,900	347,900	417,700
	83	283,100	349,600	418,100
	84	284,300	351,400	418,400
	85	285,300	352,800	418,700
	86	286,200	354,400	419,100
	87	287,200	355,900	419,500
	88	288,200	357,400	419,800
	89	289,300	358,800	420,100
	90	290,200	360,100	420,400
	91	291,100	361,500	420,700
	92	292,000	362,900	420,900

93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	

141			400,100		
142			400,400		
143			400,700		
144			401,000		
145			401,200		
146			401,500		
147			401,800		
148			402,000		
149			402,200		
150			402,500		
151			402,800		
152			403,000		
153			403,200		
154			403,500		
155			403,800		
156			404,000		
157			404,200		
再任職 用員		224,000	269,900	323,200	404,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800

	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
再任 用職 員以 外の 職員	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
76	262,900	319,600	388,700			
77	264,000	320,700	389,400			
78	265,200	321,700	390,000			
79	266,500	322,600	390,600			
80	267,700	323,500	391,200			
81	269,100	324,600	391,800			
82	270,400	325,400	392,400			
83	271,700	326,100	393,000			
84	272,900	326,900	393,600			
85	274,100	327,400	394,100			
86	275,200	327,900	394,600			
87	276,500	328,400	395,100			
88	277,700	328,900	395,800			

	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	

	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
再任 用職 員以 外の 職員	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800	
62	390,600	465,400	516,700	567,700	
63	391,000	466,100	517,600	568,600	
64	391,500	466,800	518,400	569,500	
65	391,800	467,500	519,300	570,400	
66		468,200	520,200		
67		468,900	520,900		
68		469,600	521,800		
69		470,100	522,700		
70		470,800	523,500		
71		471,500	524,400		
72		472,200	525,300		
73		472,600	526,100		
74		473,200	527,000		
75		473,900	527,900		
76		474,600	528,600		
77		475,000	529,400		
78		475,600	530,300		
79		476,200	531,200		
80		476,700	532,100		
81		477,300	532,900		
82		477,800	533,800		
83		478,300	534,700		
84		478,800	535,600		
85		479,200	536,400		
86		479,800	537,300		
87		480,200	538,200		
88		480,700	539,100		

	89		481,200	539,900		
	90		481,800			
	91		482,400			
	92		482,800			
	93		483,300			
	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500

	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
再任 用職 員以 外の 職員	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500			
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000			
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600			
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200			
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700			
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200			
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700			
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200			
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500			
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000			
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400			
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800			
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200			
86		288,300	324,200	345,100	386,700			
87		288,500	324,400	345,400	387,100			
88		288,700	324,800	345,700	387,500			
89		289,100	325,200	346,100	387,900			
90		289,300	325,600	346,400	388,400			
91		289,500	326,000	346,800	388,800			
92		289,700	326,400	347,100	389,200			

93		290,100	326,700	347,500	389,600		
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			
105		293,300	329,900	352,100			
106			330,200				
107			330,600				
108			330,800				
109			331,000				
110			331,400				
111			331,800				
112			332,200				
113			332,400				
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500

	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
再任 用職 員以 外の 職員	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		

93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			
139	300,400	331,300			
140	300,700	331,700			

141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第3条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 本庁の係長の職務 2 出先機関の班長の職務
4級	1 本庁の特に困難な業務を分掌する係の長の職務 2 出先機関の特に困難な業務を分掌する班の長の職務
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務
6級	1 本庁の課長の職務 2 出先機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する出先機関の課長の職務
7級	1 本庁の局又は部の室長の職務 2 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
8級	1 本庁の局又は部の次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
9級	1 本庁の局長又は部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務
10級	本庁の特に困難な業務を所掌する局又は部の長の職務

(2) 公安職給料表

職務の級	基準となる職務
1級	巡査の職務
2級	主任の職務
3級	1 本部又は警察署の係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
4級	1 本部の課長補佐の職務 2 本部の困難な業務を分掌する係の長の職務

	3 警察署の課長の職務 4 警察署の特に困難な業務を分掌する係の長の職務
5級	1 本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察署の困難な業務を分掌する課長の職務
6級	1 本部の次席の職務 2 警察署の次長の職務
7級	1 本部の課長の職務 2 警察署の長の職務
8級	1 本部の参事官の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の長の職務
9級	1 本部の部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務

(3) 教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高等学校又は特別支援学校の実習教諭又は主任寄宿舍指導員の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

イ 教育職給料表(2)

職務の級	基準となる職務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	中学校又は小学校の教頭の職務
4級	中学校又は小学校の校長の職務

(4) 研究職給料表

職務の級	基準となる職務
1級	補助的研究を行う者の職務

2級	知識又は経験に基づき研究を行う者の職務
3級	高度の知識又は経験に基づき研究を行う者の職務
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の課長の職務
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の困難な業務を所掌する課の長の職務

(5) 医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務
1級	医療業務を行う職務
2級	病院の副医長の職務
3級	1 病院の医長の職務 2 厚生センターの支所長の職務
4級	1 病院の副院長、医療局長又は部長の職務 2 厚生センターの所長の職務
5級	病院の院長の職務

イ 医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務
1級	保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下「保健師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師等の職務
3級	1 病院の医療局の班長の職務 2 厚生センターの班長の職務
4級	1 病院の医療局の困難な業務を分掌する班の長の職務 2 厚生センターの困難な業務を分掌する班の長の職務
5級	1 病院の副部長又は副科長の職務 2 厚生センターの課長の職務 3 病院の医療局の特に困難な業務を分掌する班の長の職務 4 厚生センターの特に困難な業務を分掌する班の長の職務

6級	1 病院の科長の職務 2 厚生センターの次長の職務
7級	病院の部長又は困難な業務を所掌する科の長の職務

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師又は助産師の職務
3級	1 看護師長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする看護師又は助産師の職務
4級	困難な業務を処理する看護師長の職務
5級	1 上席看護師長の職務 2 特に困難な業務を処理する看護師長の職務
6級	副部長の職務
7級	看護部長の職務

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75」を「100分の80」に、「100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35」を「100分の37.5」に、「100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の47.5」に改める。

附則第17項中「、6月に支給する場合には100分の0.375」を「100分の0.4」に、「100分の0.475）、12月に支給する場合には100分の0.425（特定管理職員にあつては、100分の0.525）」を「100分の0.5」に、「、6月に支給する場合には100分の75」を「100分の80」に、「100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の100」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第1条、第3条第

3 項、第11条第 2 項、第22条の 3 第 2 項及び第23条の 2 第 2 項の改正規定並びに別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 6 を別表第 7 とし、別表第 5 の次に 1 表を加える改正規定並びに第 2 条の規定並びに附則第 8 条中附則第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の改正規定、給与条例附則に 2 項を加える改正規定並びに給与条例別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、附則第 4 条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第 8 号。以下「改正後の給与特例条例」という。）の規定、附則第 5 条の規定による改正後の富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号。以下「改正後の義務教育職員給与特別措置条例」という。）の規定、附則第 6 条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号。以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定、附則第 7 条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の規定及び附則第 8 条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第 6 条第 1 項の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の平成26年改正条例（以下「改正後の平成26年改正条例」という。）の規定は平成27年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第23条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに附則第17項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成27年12月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条の規定（給与条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第23条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに附則第17項の改正規定、給与条例附則に 2 項を加える改正規定並びに給与条例別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の給与条例、改正後の給与特例条例、改正後の義務教育職員給与特別措置条例、改正後の特殊勤務手当条例又は改正後の平成26年改正条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例、附則第 4 条の規定による改正前の富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例、附則第 5 条の規定による改正前の富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特

別措置条例、附則第6条の規定による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例又は附則第8条の規定による改正前の平成26年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、改正後の給与特例条例、改正後の義務教育職員給与特別措置条例、改正後の特殊勤務手当条例又は改正後の平成26年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 3 給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に対する第1条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額、給与条例附則第23項の規定による給料の額」とする。

(富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第5条 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、前項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第72号)附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第6条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、附則第2項の規定にかかわらず、第6条第2項、第9条第2項、第18条第2項第2号、第21条第2項、第24条第2項及び第39条第2項第5号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第7条 富山県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

49 富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第23項の規定による給料の額については、この条例の規定による給料月額には、当該額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する富山県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「附則第10条において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、前条第1項の規定にかかわらず、給与条例第22条第5項（給与条例第23条第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、給与条例第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32

年富山県条例第34号) 附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第72号) 附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 任期付職員条例第7条第4項

(2) 任期付研究員条例第5条第5項

附則第8条第1項第4号中「別表第6」を「別表第7」に改める。